

国内商品先物取引 取引規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、商品先物取引の委託を行うお客様（以下「お客様」といいます。）が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）で提供する国内商品先物取引専用ツール（以下「本システム」といいます。）を利用するに際し、必要な事項を定めた規程です。

第2条(受託契約の締結と本システムの利用)

お客様は、本規程第25条に定める場合ならびに当社が別に定める「電話による代行発注サービスのガイド」に基づき代行発注を受け付ける場合を除き、本システムを用いてのみ当社と取引を行うものとします。

- 2 お客様が本システムを利用するにあたっては、当社と商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下「受託契約」といいます。）を締結する必要があります。
- 3 お客様は、当社ホームページ上の口座開設画面で電子取引に関する受託契約の申込を行います。ただし、当社が別途定める場合において、当社所定の口座開設申込書にて申込ができるものとします。
- 4 当社は、前項の申込に対してお客様の審査を行い、承諾または非承諾を当社の裁量により決定できるものとし、その結果をあらかじめお客様が当社に登録したメールアドレス宛に通知するものとします。なお、当社が行なう決定に関する理由について、当社はお客様に開示することを要しないものとします。
- 5 受託契約は、前項の承諾の通知において、この通知を当社が発信したときに成立するものとします。
- 6 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 7 当社は、不正資金の流入防止、マネーロンダリング等不正行為の未然防止の観点から、同一名義による複数口座の開設申込あるいは複数口座の保有は認めないこととし、同一名義による複数口座の申込あるいは複数口座の保有が判明した場合には、重複する申込もしくは重複する口座のどちらか一方を、当社の任意により、開設不可もしくは口座閉鎖するものとします。

第3条(機器および回線)

お客様は本システムの利用にあたっては、本システムの利用に適した機器、利用に供する通信回線およびインターネット接続会社（以下「プロバイダー」といいます。）との契約をお客様の責任で準備、維持いただくものとします。

第4条(法令の遵守)

本システムの利用にあたり、お客様ならびに当社は、受託契約準則、諸法令および商品取引所の諸規程（以下「法令諸規則等」と総称します。）を遵守するものとします。

第2章 取引ルール

第5条(通知および請求)

当社は、お客様に対して、本システムにて当社がお客様に提供する画面（以下「本システム画面」といいます。）を用いる方法、電子メールを用いる方法またはその他の方法により、通知および請求を行うことができるものとします。

- 2 本システムにて本システム画面を用いて通知または請求を行うときは、当社が当該通知内容を当社の使用に係る電子計算機上に備えられたファイルに記録し、電気通信回線を通じてお客様が閲覧可能な状況の際に通知または請求の効力が生じるものとします。
- 3 電子メールを用いて通知または請求を行うときは、お客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信した際に通知または請求の効力が生じるものとします。
- 4 前項の場合において、当社が発信した電子メールが宛先不明等の理由によりお客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に着信しなかった場合でも、当社が電子メールを発信したことが判別できる電磁的な記録をもって、お客様に通知または請求が到達したものとみなします。

第6条(本システムの利用)

本システムの利用は、お客様が管理するパスワードおよびログイン ID（ユーザーID）と当社が管理するお客様のパスワードおよびログイン ID（ユーザーID）が一致した場合のみ行うことができます。

- 2 ログイン ID（ユーザーID）およびパスワードを使用して行われたすべての行為は、そのお客様ご本人によって行われたものとみなします。
- 3 当社がお客様に通知したログイン ID（ユーザーID）およびパスワードは、お客様が管理・使用するものとし、他人に貸与または譲渡することはできません。
- 4 パスワードは、本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で変更することが可能です。また、パスワードの管理はお客様ご自身で行っていただきます。

第7条(利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社の定めるところとします。

第8条(取扱商品)

お客様が本システムを利用して取引できる商品は、当社が定めるところとします。

第9条(委託手数料)

お客様が本システムを利用して委託された売買注文の執行に係る売買手数料の額および徴収時期は、当社が定めるものとします。

第10条(建玉枚数の制限)

本システムを利用してお客様が当社に委託ができる建玉枚数の制限数量は、発注済の未

成立の新規注文と未決済の建玉の合計枚数とし、その数量が、商品取引所または当社が商品ごとに定める建玉制限数量のいずれか少ない数量を超えない範囲内とします。

第 11 条(委託証拠金の預託時期)

本システムを利用して行う取引に際し、新たな注文を発注する際には、当該注文が成立する事を前提に、必要となる証拠金所要額以上の有価証券の差入れ、または現金の預託が事前に行われている必要があります。

第 12 条(注文の受付と種類)

本システムを利用して委託された売買注文は、お客様が売買注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受付けたものとします。

- 2 各取扱商品の注文受付時間は、当社が定めるところとします。
なお、この場合、商品取引所の事情等により立会時間が変更された場合は、当社が定める受付時間を当社の判断により変更する場合があります。
- 3 本システムを利用して委託される売買注文（新規の注文に限ります。以下、本項において同じ。但し、第 5 号に該当する場合には商品取引所の規制等に従い、仕切の注文を含む場合があります。）について、以下の各号に掲げる事項に該当する場合は、受付けられません。なお、売買注文を受付けないことにより生じるお客様の損失もしくは逸失利益等については、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 新たな注文の発注時に、当該注文が成立するものと仮定して計算される証拠金所要額に、既に発注済であって未成立の注文がある場合は、その未成立注文のすべてが成立した後に必要となる証拠金所要額を加えて計算される証拠金所要額がお客様のその時点の純資産額を超過することとなる場合
 - (2) 新規注文であり、当該新規注文の枚数に未成立の新規注文および未決済の建玉の枚数を加算した合計枚数が第 10 条に定める建玉枚数の制限を超過することとなる場合
 - (3) 当月限の納会日における新規注文である場合
 - (4) 第 20 条第 1 項および第 4 項（純資産額が不足する場合および当社が取扱う商品を上場している商品取引所が定める受託契約準則（以下「準則」といいます。）に基づいて当社が行う建玉処分中である場合
 - (5) 商品取引所の規制等により、取引の制限が求められるかまたは取引が停止となった場合
 - (6) 売買注文の内容が法令諸規則に違反するものである場合
 - (7) 当社が定める営業日大引け時点のお客様の実入金額（お客様の入金累計額から出金累計額を控除した金額をいいます。）が、お客様からの申告に基づいて、当社が認めるお客様の投資可能資金額に比して超過している場合であって、当社からお客様に対して投資可能資金額の再申告を求めたにも関わらず、何ら回答が得られない場合、又は投資可能資金額の変更の申告がなされた場合であっても、変更後の投資可能資金額が不適切と当社が判断した場合
 - (8) 当社にて、お客様の自己資金による取引であることの根拠に対して疑義が生じた場合において、お客様に対して取引に使用する資金の出所や資金の性格について当社が報告を求めたにも関わらず、何ら回答がなされず所定の時間が経過した場合
 - (9) その他、取引の健全性等に照らし、当社が不適当と判断した場合
- 4 本システムにおける売買注文の種類は当社が定めるところとします。なお、商品取引所

の事情等により、商品取引所の定める売買注文の種類が変更された場合等には、当社の判断により売買注文の種類を変更する場合があります。

- 5 本システムにおいて売買注文が成立した場合であって、当該約定成立注文が、商品取引所が定める過誤による売買注文か、もしくは過誤による売買注文に対当する約定成立注文のいずれかであると認められ、商品取引所の定めるところにより過誤による約定取消となった場合、お客様の当該約定成立は取消されるものとします。但し、過誤による約定取消後に取消される前の当該約定に基づいて発注された注文（以下「二次注文」といいます。）が存在しかつ二次注文が成立した場合において、その二次注文は過誤による約定取消によって取消されることはなく、約定されたものとして処理します。なお、過誤による約定取消によって生じるお客様の損失については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(注文の有効期間)

お客様から委託された売買注文の有効期限は、当社が定めるところとします。

第 14 条(注文の執行)

本システムを利用して委託された売買注文は、当社が注文を受付けた時以降、商品取引所にて最初に発注が可能となる時に執行します。

第 15 条(注文の取消と変更)

本システムを利用して委託された売買注文のうち、未成立の売買注文に限り、本システムを利用してこれを取消または変更することができます。

第 16 条(注文の確認)

本システムを利用して委託された売買注文の内容または成立状況は、本システムの画面上でお客様がご自身で確認するものとし、お客様がご自身で確認しなかったことにより生じる損害および損失等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(受渡し)

当社は、システムごとに別途定める商品以外は、受渡しによる決済を取扱わないものとします。

第 18 条(取引証拠金)

お客様は、本システムを利用して取引の注文を行うよりも前に、当社が別途指定する当社名義の専用銀行口座に振込むことにより取引証拠金を預託するものとし、これ以外の方法による現金の授受は行わないものとします。

- 2 前項の振込に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。
- 3 第 1 項の振込については、当社が定める方法により当社が入金確認を行い、当社のシステムに対して当社が入金処理を実行した後に、取引証拠金が入金されたものとして取扱います。
- 4 当社では、金融機関を介しての取引証拠金の受払いに際し、お客様の承諾を得た上で、準則第 13 条第 2 項により、取引証拠金預り証の発行を省略することができるものとします。
- 5 当社は、取引証拠金として預託できる充用有価証券を、当社の定めるところとします。

- 6 当社は、売買差損益金に、第9条の定めにより徴収する売買手数料及び売買手数料に係る消費税額を減算した額（以下「帳尻金」といいます。）の益金を、毎営業日の日中立会終了後に取引証拠金に振り替えます。
- 7 当社は、帳尻金の損金を、毎営業日の日中立会終了後に取引証拠金の範囲内で取引証拠金と相殺します。（以下「清算」といいます。）

第19条(証拠金にかかる通知および請求)

当社は、スパン証拠金において計算時用いるプライススキャンレンジ、商品内スプレッド割増額、商品間スプレッド割引額、および納会月割増額の変更がある場合は、本システム画面を通じてその旨を通知します。

- 2 当社は、お客様ごとに計算される証拠金所要額には、一定の割合による掛目を設けることができるものとします。
- 3 当社が別に定める「国内商品先物取引 取引ガイド」4.に定める純資産額（以下、第21条ならびに第23条において同じ）が未決済の建玉に係る証拠金維持額に不足する場合は、当社から本システムを利用した画面上で取引証拠金の請求を行うとともに、発注済未成立の新規注文の取消を行います。

第20条(建玉の処分)

純資産額が未決済の建玉に係る証拠金維持額に不足しているお客様について、当社が定める日時までに以下の対応がなされない場合、当社はおお客様の計算により、不足発生の翌営業日、日中立会開始以降において、任意に建玉の全部を決済できるものとします。なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。

- (1) 証拠金不足額の請求額を請求日の翌営業日9時00分までに全額、現金にて預託されない場合

- 2 未決済の建玉の繰越によって、第10条に定める建玉制限枚数を超過しているお客様について、前条の通知日の翌営業日日中立会終了時点までに、通知に該当することとなった商品に係る建玉の超過が解消していない場合は、当社は、お客様の計算により、当該日時以降の売買立会において、建玉の一部または全部を建玉の成立日時が古い順に決済いたします。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 3 当月限建玉を有しているお客様について、その当該商品が、受渡しによる決済の取扱いを行っていない場合、または、当該商品が受渡しによる決済の取扱いを行っている場合であっても、当社の定める受渡しによる決済の手続きが納会日までに履行されない場合において、納会日の前営業日の日中立会終了時までには当該建玉のお客様による決済が完了していない場合には、当社は、お客様の計算により、当該日時以降の売買立会において、当該建玉の全部を任意に決済いたします。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。また、相場の著しい変動を生ずるおそれがある、または市場環境の変化等により、当社が納会日当日を待たずとも、当該商品限月に関わる反対売買による決済が非常に困難であり、違約の発生もしくは法令諸規則等に違反するおそれがあると判断した場合には、当月限建玉を有しているお客様に対して、本システム画面にて、当社が任意に定める日時（以下「指定日時」といいます。）までに当該建玉の決済を行うよう通知できるものとし、指定日時までに当該建玉の決済が行なわれていない場合には、当社が、お客様の計算により、指定日時以降の売買立会において、当該建玉の全部を任意に決済いたします。なお、値幅制限等により建

- 玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 4 準則の第 24 条（臨機の場合の措置等）、または第 26 条第 1 項（取引所が定める建玉の限度を超える場合等）、第 2 項（公正な価格形成を妨げる場合等）もしくは第 3 項（取引所が求める説明または資料の提出を拒んだ場合）の規定に該当するお客様について、お客様による対応がない場合は、当社は、お客様の計算で、建玉の全部または一部を決済します。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
 - 5 準則第 24 条の 3（委託者が虚偽の通知を行った場合等の措置）に基づき、当社が行なう委託者に対する照会に対してお客様が当該照会に応じない場合、またその照会に対するお客様からの回答内容について当社が虚偽であると判断するに足りる場合、さらに、照会に対するお客様からの回答により、本人以外の第三者により取引が行われていると当社が判断するに足りる場合には、お客様への事前通知をすることなく、当社の任意によりお客様の建玉の全部または一部を決済します。
なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
 - 6 お客様の当社に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押及び差押の命令、通知が行なわれたときには、お客様への事前の通知、催告等がなくとも、当社は、お客様の計算において、建玉の全部を決済します。
 - 7 前 6 項による建玉の処分に対しては、第 9 条に定める手数料を適用します。

第 21 条(預り証拠金余剰額の返還)

- お客様への預り証拠金余剰額の返還は、本システム画面を利用して行なわれるお客様からの返還の依頼により、当社営業日の 15 時 15 分までになされた依頼に対しては依頼日の翌営業日までに、それ以降になされた依頼に対しては依頼日の翌々営業日までに、あらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座へ当社から振込手続により返還するものとします。
- 2 前項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。
 - 3 第 1 項で返還を依頼できる金額は、純資産から評価益と未決済の建玉に係る証拠金預託必要額および未成立の新規注文に係る証拠金預託必要額を減額した金額（以下「出金可能金額」といいます。）を上限とします。なお、出金可能金額は本システム画面より確認することができます。
 - 4 第 1 項に定める時限までに証拠金余剰額の返還依頼がなされた場合、お客様から返還を依頼された金額が、その後の相場の変動等により、当営業日の日中立会終了時における返還可能金額を下回ることとなる場合には、証拠金余剰額の返還を行わず、再度お客様より返還可能金額の範囲内で依頼を受付ることとします。

第 22 条(値洗損益金通算額の取扱い)

当社は、値洗損益金通算額が益の場合、その返還請求には応じません。しかし、純資産額には加算されるため、建玉は可能になります。

第 23 条(立替金の請求)

当社では、第 18 条第 7 項に基づく清算後、お客様の口座において帳尻金の損金が残った場合は、本システムのログイン後の画面にて当該金額の表示により立替金請求の通知を行います。お客様は当該金額を本システムのログイン後の画面にて自ら確認していた

- だき、当該金額について当社が指定する日（以下「指定日」といいます。）までに当社指定の銀行口座に振り込むことにより立替金を入金する（以下「入金する」といいます。）ものとし、ます。なお、当社がお預りしている預り証拠金が有価証券のみの場合、または有価証券と一部現金をお預りしている場合、毎営業日の日中立会終了時点で帳尻金が損計算となり、その全額に対する清算ができないときには、お客様が当該金額を本システム画面を通じて自ら確認していただき、当該金額を指定日までに入金するものとし、ます。
- 2 前項に定める入金が行われない場合、当社は、国内商品先物取引口座にてお客様よりお預りしている有価証券を当社の任意で出庫した後に、当社の証券総合口座にて売却処理（換価処分）を行い、立替金に充当させていただきます。
- 本項において、お客様が自ら本システム画面を確認されなかったことにより生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 指定日までに請求した金額の入金がない場合、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金日までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとし、ます。
- 4 お客様の保有する国内商品先物取引口座にて立替金が発生した場合であって、国内商品先物取引口座の残高だけでは立替金債務の全額弁済が不可能となった場合には、当社は、お客様が当社内に保有する全てのサービスに関わる他の商品口座（総合口座、FX 口座等を含むすべてのサブ口座）にて保有する残高を債務の弁済に充当することが出来るものとし、ます。

第 24 条（緊急時における対応）

- 当社に責のある事由により本システムが停止し、お客様が本システムを利用して取引を行うことが不可能となった場合、当社は、当社が定める時間帯に当社が定めるカスタマーサービスセンターにて電話により取引を受け付けし、お客様の未決済建玉に対する決済注文のみを受注するものとし、ます。また、メールおよび FAX での注文は受け付けないものとし、ます。なお、当該時の注文執行条件は、成行注文、指値注文のみとし、ます。但し、本条に基づいて行う注文の受注は、市場の状況、受電の状況等による制約を受けることとなるため、約定の成立を保証するものではありません。
- 2 前項による取引に対しても、第 9 条に定める手数料を適用し、ます。

第 25 条（連絡先）

前条第 1 項その他の場合の当社宛の連絡先は、当社が定めるところとし、ます。

第 26 条（免責事項）

- 本システムの機能またはこれによる情報の完全性または正確性について、当社はいかなる保証も行いません。
- 2 次に掲げる場合、お客様に損失が発生しても当社は責任を負わないものとし、ます。
- (1) 商品取引所、関係金融機関等の債務不履行による場合
 - (2) お客様、プロバイダー、当社、商品取引所または関係金融機関のいずれかのシステム機械、通信回線等の障害により、本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合
 - (3) 第三者がお客様のログイン ID（ユーザーID）およびパスワードを使用して本システムを利用した場合
 - (4) お客様が第三者にログイン ID（ユーザーID）およびパスワードを貸与もしくは譲渡し、または使用させた場合

- (5) 電子メールまたは郵便の不到達、遅延等が生じた場合
- (6) 法令諸規則等に変更があった場合
- (7) 当社が本システムで提供するサービスの内容に変更があった場合
- (8) 天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合

第 27 条(商品取引口座の停止措置)

次に掲げるいずれかの事項に該当することとなった場合、当社はお客様の商品取引口座の停止措置をとることができるものとします。

- (1) お客様の口座において新規取引、決済取引、入出金等のいずれの取引も行われな
ない状態で 1 年以上が経過しており、かつ預かり証拠金残高、未決済建玉のいずれ
も有していない場合
 - (2) お客様よりシステムに対するログインがなされないまま、1 年以上が経過した場合
 - (3) お客様の最新の連絡先等情報について、当社が電話、ウェブ画面による告知ある
いは電子メールにより確認ならびに更新の依頼を行ったにも関わらず、3 ヶ月を経
過した後、お客様から何らかの回答が得られない場合
 - (4) 証券総合口座（楽天証券総合口座）及び付属のサブ口座において何らかの取引制
限に該当した場合であって、当社が国内商品先物取引口座の停止措置を講じる必
要があると判断した場合
- 2 前項に基づいて、当社が商品取引口座停止措置を実行した場合、お客様が新たに取引
の再開を希望する場合には、当社はお客様に対して最新の顧客属性情報の確認ならびに
本人確認書類の提出を求め、お客様がこれらの手続きに応じた場合であってなおかつ、
お客様の取引口座の停止措置を解除することが可能と当社が判断した場合、商品取引口
座の停止措置を解除するものとします。

第 28 条(利用の解除)

次に掲げるいずれかの事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して事前に
通知した上で、本システムの利用を解除することができるものとします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合
- (2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、証券総合口座（楽天証券総合
口座）及び付属のサブ口座において契約が終了したことにより国内商品先物取引
口座の契約解除を行う必要があると当社が判断したとき
- (3) お客様が本規程又はその他の関係規程・約款等に定める事項に違反したとき
- (4) お客様が本規程又はその他の関係規程・約款等の変更に同意されないとき
- (5) お客様から所定の期日までに必要な代金又は料金等が支払われないとき
- (6) お客様が届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- (7) お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき
- (8) お客様が 1 年以上本取引をなされなかったとき
- (9) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用い又は業務を妨害し
たとき
- (10) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が
契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (11) お客様が風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損したとき
- (12) お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、
当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき

- (13)お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、または、役員もしくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (14)お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (15)お客様から、お客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき
 - (16)合理的な事由に基づき、当社が各契約又はサービスの解約を申し出たとき
 - (17)当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなったとき
 - (18)やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき
- 2 本システムの利用を解除する場合、当社はお客様からお預かりした取引証拠金の全額をあらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座へ振り込むことにより返還するものとします。
 - 3 前項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。

第 29 条(届出事項の変更)

- 電子メールアドレス、住所、共通番号、電話番号等お客様が当社に届け出た事項に変更が生じた場合、お客様は、遅滞なく変更手続を行うものとします。
- 2 前項の変更手続の遅延は、お客様の責に帰される事由であり、これによる損失について当社は責任を負いません。
 - 3 届出事項の変更が効力を生じているにも関わらず、第 1 項に定める変更手続がお客様よりなされない場合、当社の判断により本システムの利用を解除する場合があります。
 - 4 お客様より届出されている住所、電話番号、メールアドレスあてに当社が複数回連絡を試みたにも関わらず、所在の確認ができない状態が継続した場合には前項と同様の取扱といたします。

第 30 条(本規程の変更)

- 本規程は、法令諸規則等の変更、監督官庁の指示または当社が相当と認めた場合、変更されることがあります。
- 2 変更の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
 - 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
 - 4 第 2 項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本規程の改定にご同意いただけない場合は、当社はお客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責

めを負わないものとします。

第 31 条(協議事項)

本規程に定めのない事項または本規程の各条項について疑義を生じた場合は、お客様と当社は誠意をもって協議するものとします。

第 32 条(管轄裁判所)

お客様と当社との裁判上の紛争については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

施行日 : 平成 22 年 5 月 10 日
施行日 : 平成 22 年 9 月 21 日
施行日 : 平成 25 年 2 月 12 日
施行日 : 平成 25 年 4 月 1 日
施行日 : 平成 26 年 7 月 1 日
施行日 : 平成 26 年 8 月 28 日
施行日 : 平成 27 年 4 月 1 日
施行日 : 平成 27 年 7 月 1 日
施行日 : 平成 28 年 1 月 1 日
施行日 : 平成 28 年 9 月 20 日
施行日 : 平成 30 年 12 月 17 日

納会を迎える限月における建玉の対応について

本通知は、「国内商品先物取引 取引規程」第 20 条 3 項の規定により、当月限における当社の対応を通知するものです。

1. 本対応が適用される商品について

- ・取引単位と受渡単位が異なる商品 … 銀、パラジウム、ガソリン、灯油、
- ・当社が定める商品 … ゴム、一般大豆、
コーン、小豆
※中京ガソリン、中京灯油、軽油（取扱休止中）
合計 11 商品

2. 当限における建玉の保有条件について

上記商品については、当社指定の日（後述 4.の強制決済期限）以降に関し、建玉を保有できる条件を以下のとおりとさせていただきます。なお、以下の条件を満たす場合であっても、現受・現渡による決済はお受けできませんのでご注意ください。

*現在、現受・現渡が可能な商品は、金（GOLD）と白金（PLATINUM）です。

- (1) 買建 … 後述 3.で示す担保差入期限までに、総約定代金相当額以上の現金が差入れられている場合
- (2) 売建 … 同担保差入期限までに、倉荷証券またはそれに代わるものが差入れられている場合

3. 担保差入期限について

- (1) 月の中旬（15 日前後）に納会を迎える商品（一般大豆・コーン；以下「中旬商品」といいます。）の場合
 - … 納会月の前月 20 日（20 日が土日祝日の場合にはその前営業日）の 15 時 15 分を期限とします。
- (2) 月の下旬（25 日前後～月末）に納会を迎える商品（以下「下旬商品」といいます。）
 - … 納会月の前月最終営業日の 15 時 15 分を期限とします。

4. 当限建玉の最終決済期限について

- (1) 上記期限までに現金/倉荷証券等の差し入れがなかった場合
 - a) 中旬商品 … 納会月第 1 営業日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
 - b) 下旬商品 … 納会月の 15 日（15 日が土日祝日の場合にはその前営業日）の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
- (2) 上記預託期限までに現金/倉荷証券等の差し入れがあった場合
 - a) 中旬商品 … 納会日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
 - b) 下旬商品 … 納会日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。

5. 当限における新規注文の発注制限について

納会月の第 1 営業日夜間取引開始時より、担保の有無を問わず、すべてのお客様は当月限の新規注文発注を不可とします。また、新規注文発注不可開始前に発注した未成立の注文に関しては、その注文の有効期間の如何にかかわらず、発注不可開始日をもって不成立といたします。

以 上

施行日：平成 22 年 5 月 10 日

施行日：平成 28 年 1 月 1 日

施行日：平成 28 年 9 月 20 日

施行日：平成 30 年 12 月 17 日

細 則

本細則は、当社が提供する国内商品先物取引専用ツールについて規定するものです。

第 1 条(利用時間)

お客様が国内商品先物取引専用ツールを利用できる時間は、原則、365 日 24 時間とします。ただし、システムメンテナンス等によりご利用を制限する場合があります。また、お客様に通知することなくこの利用時間を変更する場合があります。

第 2 条(取引の種類)

お客様が国内商品先物取引専用ツールを使用して取引できるのは、東京商品取引所における現金決済先物取引（限日含む）および現物先物取引に限ります。取引所の定めた特定取引（スプレッド等）またはオプション取引は含みません。

第 3 条(委託手数料)

お客様が国内商品先物取引専用ツールを利用するにあたっては、お客様に委託手数料を負担していただきます。委託手数料の額および徴収時期は、別途定めるところとします。

第 4 条(注文について)

お客様が国内商品先物取引専用ツールを使用して委託できる注文は、「成行注文」「指値注文」「引指注文」「引成注文」「ストップ注文」の 5 種類です。

- 2 お客様が国内商品先物取引専用ツールを使用して委託された売買注文の最長有効期間は、GTC 注文（Good Till Cancel）にて発注された任意の期間です。GTC 注文とは、取引が成立するまで（ご自身によるキャンセルは可）無期限に注文を発注し続ける注文形態です。ただし限月をまたぐことは出来ず、当社が決めた最終決済日で、当社の判断によりお客様に通知することなく GTC 注文をキャンセルします。
- 3 当社の国内商品先物取引専用ツールでは新規建玉の注文には 1 件あたり 50 枚までの制限枚数を設けています。なお、この制限枚数はお客様からの申し出に応じ変更することもできます。

第 5 条(取扱商品)

お客様が取引できる商品は、東京商品取引所に上場されている、当社が指定する商品に限ります。なお、東京商品取引所が売買を規制している商品、限月および当社が自主的に売買を規制した場合はその商品、限月については取引できません。

第 6 条(充用有価証券の証拠金としての取扱い)

お客様が預託することができる有価証券は当社が定めた銘柄とし、かつ証券保管振替制度(ほふり)を介したものとします。

- 2 有価証券の充用価格は、株式会社日本商品清算機構（JCCH）が発行する充用有価証券価格表に基づいた価格を適用します。
- 3 預託された有価証券の返却については、返却書類受理後、4 営業日以内に手続きを行います。

施行日：平成 22 年 9 月 21 日

施行日：平成 23 年 1 月 4 日

施行日：平成 25 年 2 月 12 日

施行日：平成 26 年 7 月 1 日

施行日：平成 27 年 7 月 1 日

施行日：平成 28 年 9 月 20 日

国内商品先物取引に適用する売買手数料の額等に関する書面

国内商品先物取引に適用する売買手数料は、「一律コース」と「サヤトレーダコース」の2種類となり、いずれも売買手数料の上限金額を表示しています。口座開設時には一律コースが適用されています。

(以下、売買手数料・費用は何れも税抜表示)

□一律コース

- ・ザラバ全商品共通売買手数料 … 片道1枚あたり350円 (税込)
デイトレード(※)の場合、片道1枚あたり売買手数料は上記の半額となるため、実質決済時の売買手数料は無料
- ・金ミニ・白金ミニ・金限日の売買手数料 … 片道1枚あたり90円 (税込)
デイトレード(※)の場合、片道1枚あたり売買手数料は上記の半額となるため、実質決済時の売買手数料は無料

※デイトレード：同一計算区域内で、新規建玉とその建玉の決済を行う取引

□サヤトレーダコース (デイトレード時の割引なし)

- ・サヤ取り売買手数料 … 片道1枚あたり285円 (税込)
※サヤ取引専用画面から発注し、その注文が約定した場合に上記売買手数料を適用
※金ミニ、白金ミニ・金限日は適用外
- ・サヤ取引専用画面以外の売買手数料 … 片道1枚あたり795円 (税込)
- ・金ミニ、白金ミニ、金限日売買手数料 … 片道1枚あたり138円 (税込)
※発注画面問わず

□電話による代行発注時 (全コース共通)

電話による代行発注を行った注文が約定した場合、上記売買手数料に加え、片道1枚あたり1,543円 (税込)

□現物の受渡しによる決済時 (全コース共通)

受渡しによる決済を行った場合、受渡し手数料として1枚あたり7,200円 (税込)

□売買手数料の徴収時期

建玉を決済した時に往復分 (新規取引と決済取引) の売買手数料を一括徴収しています。

詳しくは、下記をご覧ください。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/>

施行日：平成 22 年 9 月 21 日

施行日：平成 25 年 11 月 1 日

施行日：平成 26 年 4 月 1 日

施行日：平成 26 年 7 月 1 日

施行日：平成 26 年 10 月 1 日

施行日：平成 27 年 1 月 1 日

施行日：平成 27 年 4 月 1 日

施行日：平成 27 年 7 月 1 日

施行日：平成 28 年 9 月 20 日

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

受 渡 細 則

第 1 条(目 的)

本細則は、お客様と楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との取引において、商品先物取引の受渡しによる決済について適用するものです。

第 2 条(対象商品)

当社では、金および白金について受渡しによる決済を行うこととし、これ以外の商品については、受渡しによる決済を行わないものとします。

第 3 条(条 件)

当社は、前条に規定する対象商品の当月限の納会日が属する月の 10 日（休業日の場合は繰上げ）の日中立会終了時点において、対象商品の当月限に建玉を有しているお客様が、受渡しによる決済を希望された場合に、受渡しによる決済を行うことができるものとします。

第 4 条(意思表示)

受渡しによる決済を希望するお客様は、当月限納会日 6 営業日前の 16 時までに、受渡しによる決済を希望する旨の意思表示を、当社が定める方法で行うものとします。

- 2 当社は、受渡しによる決済の対象となる建玉（以下、「対象建玉」といいます。）が買い建玉の場合、お客様に受渡総代金の概算（以下、「受渡総代金見込額」といいます。）を計算し、当月限納会日 4 営業日前までに通知するものとします。
- 3 お客様が期日までに第 1 項に定めた方法により受渡しによる決済の意思表示を行わない場合は、国内商品先物取引 取引規程（以下、「取引規程」といいます。）第 20 条第 3 項の規定を準用します。

第 5 条(受渡代金等)

受渡しによる決済を行うお客様が買方である場合は、通知された受渡総代金見込額を、納会日の 3 営業日前の当社が定める時刻までに当社が定める方法にて当社に預託するか、もしくは納会日 3 営業日前の日中立会終了時の取引口座内に、受渡総代金見込額以上の返還可能額が存在する状態を保持するものとします。

- 2 受渡しによる決済を行うお客様が売方の場合は、納会日 4 営業日前までに、受渡日までの保管料の支払が済んでいることが明記された倉荷証券を、当社に対して当社が定める方法にて預託するものとします。
- 3 第 1 項の受渡総代金見込額および前項の倉荷証券は、対象建玉の受渡しによる決済に用いられるものであり、対象建玉を含め未決済の建玉に係る取引証拠金には充当できません。
- 4 当社は、納会値の決定後、決定の翌営業日までに受渡総代金を計算します。その後、当社は、買方のお客様について、預託を受けた受渡総代金見込額に基づいて精算処理を行い、不足が生じた場合はその旨とその額をあらかじめご登録頂いたお客様の電子メールアドレス宛てに通知し、余剰が生じた場合は遅滞なくお客様の取引証拠金として振替を行います。
- 5 前項の不足額が納会日の日中立会終了時点におけるお客様の返還可能額以下の場合は、この返還可能額を出金処理することで当該不足金に充当し、その旨を通知します。
- 6 第 4 項の不足額が納会日の日中立会終了時点におけるお客様の返還可能額を超える場合

は、返還可能額全額を当該不足金に充当したうえで、残りの不足金を請求します。

- 7 前項の場合には、取引規程第 20 条を準用します。
- 8 当社は、売方のお客様について、受渡総代金より受渡しによる決済に係る諸経費を控除した後その残金をお客様の取引証拠金として振替を行います。

第 6 条(地金の受渡)

当社は、買方のお客様に、納会日後に通知する受渡通知書に記載されている地金と同重量の東京商品取引所受渡供用品の地金をお客様のご登録住所へ送付します。

- 2 お客様は、前項供用品について、ブランド等の指定はできないものとします。
- 3 前項における送付費用および送付に係る保険料は、お客様の負担とします。

第 7 条(重量差金の精算)

受渡しによる決済を行う商品の受渡供用品の供用量目に許容限度が認められている場合であって、その受けることとなる供用品の量目に増量が発生している場合、その増量相当額の精算を本細則第 5 条第 5 項および第 6 項を準用し、請求するものとします。また、本条の精算が終了した後に、受渡しが完了するものとします。

第 8 条(手数料)

受渡しによる決済に係る手数料は、1 枚あたり 6,667 円 (税別) とします。

施行日：平成 26 年 4 月 1 日

施行日：平成 26 年 7 月 1 日

施行日：平成 28 年 9 月 20 日